

## 東武カード加盟店規約

第1条（総則）

本規約は、株式会社東武カードビジネス（以下「弊社」という）の発行するクレジットカード（以下「カード」という）及び弊社が現在業務提携し、もしくは将来業務提携する会社または組織が発行したカードにより、弊社に加盟を申し込み、弊社が加盟を認めた加盟店が、カード保有者（以下「会員」という）に対して信用販売を行うことに関し、定めるものとする。

第2条（弊社のカードを扱う店舗施設）

- 弊社のカードを扱う店舗施設は加盟店に所属する店舗施設の中から加盟店・弊社双方が同意した店舗施設（以下「加盟店」という）とする。
- 加盟店は、加盟店に変更が生じた場合には速やかに弊社に文書で通知するものとする。
- 加盟店は、店舗施設等が本契約に定めるところに従い信用販売を行うこと、及び弊社と取引することについて全て責任を負うものとし、弊社に対していっさい迷惑をかけない。

第3条（契約の遵守）

加盟店は、加盟店の名称、所在地等、弊社から求められたときには、書面にて通知するものとする。また、店舗施設等に対して本規約を周知徹底させ、厳守させるものとする。

第4条（信用販売）

加盟店は、弊社の会員が有効なカードを提示して物品の販売、またはサービスの提供を求めたときは、本規約に従いその会員に対して信用販売を行うものとする。

第5条（信用販売の種類）

信用販売の種類は、リボルビング払い、一括払い、分割2回払い、ボーナス一括払いとする。

第6条（信用販売の方法）

- 加盟店は、会員からカードの呈示による信用販売を求められた場合には、カードの真偽、カードの有効期限、無効カード通知の有無につき、そのカードが有効なものであることを確認して所定の売上票にカード記載の会員番号、会員氏名、有効期限等をインプリンターにより印字し、加盟店番号、加盟店名、取引日付、金額等所定の事項を記入のうえ、その場で会員の署名を求め、カードになされた署名と同一であることを確認するものとする。
- 加盟店が、売上票に記載できる金額は、当該代金、料金のみとし、分割記載ならびに過去の売掛金の精算等は行わないものとする。また金額訂正、取扱日付の不実記載も行わないものとする。
- CAT 端末機その他カードの有効性をチェックする機器を設置した場合は、原則として信用販売を行う場合はすべてCAT 端末機等を使用するものとしその取扱契約に基づき有効性を確認、カードの署名と売上票の署名が同一であることを確認して販売するものとする。当該CAT 端末機等が、使用不能の際に信用販売を行う場合は、弊社所定の方法によるものとする。

第7条（信用販売の制限）

- 加盟店が、1会員当たり1回（税金、サービス、送料を含む）に信用販売できる限度額（以下「信用販売限度額」という）は、弊社が定めた金額とします。
- 前項の信用販売限度額の変更について、弊社が必要と認めた場合、前項の規定にかかわらず、加盟店は弊社に対し追加約定書を提出するものとする。
- 加盟店は、信用販売限度額を超えて信用販売を行う場合には、販売時点において弊社の承認を求め、承認番号を売上票の承認番号欄に記入するものとす。
- 前項の規定に違反した売上票については、弊社は、その全額の支払いを拒むことができるものとします。

第8条（信用販売の円滑な実施）

加盟店は、有効なカードを呈示した会員に対して、正当な理由なくして信用販売を拒絶し、または直接現金での支払いを要求することは出来ないものとする。また、現金と異なる代金、料金を請求するなど会員に不利な扱いを行わないものとする。

第9条（支払停止の抗弁）

- 弊社の会員が割賦販売法第30条に基づく支払停止の抗弁を申し出た場合、弊社は速やかに加盟店にその旨を通知し、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとする。
- 前項に該当する場合で、支払停止の抗弁の申し出が事実であった場合の販売代金の支払いは以下の通りとする。
  - 当該販売代金が支払い前の場合には、弊社は当該代金支いを保留または取り消すことができるものとする。
  - 当該販売代金が支払い済みの場合には、加盟店は弊社に対し、当該販売金額を直ちに返金するものとする。
  - 当該抗弁事由が解消した場合は、弊社は当該販売代金を直ちに支払うものとする。

第10条（会員との紛議）

- 会員のカード利用により提供した物品またはサービスに関する紛議が生じたときは、加盟店と会員とにおいて処理するものとする。
- 第1項の紛議を理由に会員が当該カード利用代金の支払いを拒絶した場合、または会員の弊社に対する支払いが滞った場合、紛議が解決するまで弊社が加盟店に対する当該代金の支払いを留保することができるものとする。

第11条（信用販売の責任と、無効カード等の取扱い）

- 加盟店が本契約第6条、第7条に定める手続きによらず、信用販売を行った場合は、加盟店が一切の責任を負うものとする。
- 無効カードの通知については、加盟店もしくは加盟店に属する加盟店に通知するものとする。
- 次の場合は、加盟店は会員より当該カードを預かり、直ちに弊社に連絡するものとする。
  - 弊社から無効を通知されたカードの呈示をうけた場合。
  - 明らかに偽造、変造と認められるカードの呈示をうけた場合。
  - 盗難等により売上票になされた署名が、カードの署名と相違する場合。

第12条（売上票の送付及び支払い）

- 加盟店は、本契約に基づき会員に対する信用販売を行った売上票を回収し、売上集計票兼請求書を添付し、下記表の締切日までに弊社へ送付するものとする。

信用販売の種類	締切日	弊社から加盟店への支払日	
一括払い	毎月1日	当月15日	
リボルビング払い	毎月16日	当月末日	
分割2回払い	毎月1日	当月15日と当月末日に、2分の1づつ	
	毎月16日	当月末日と翌月15日に、2分の1づつ	
ボーナス一括払い	夏期	8月16日	8月末
	冬期	1月16日	1月末

- 弊社から加盟店に対する支払いは、前項に定める弊社から加盟店への支払日に当該請求金額より第14条に定める手数料を差し引いた金額を、加盟店の指定の金融機関口座へ振り込むことにより行うものとする。なお、締切日または支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、締切日については前営業日とし、支払日については翌営業日とする。但し、弊社が個別に認めた場合はこの限りではありません。

第13条（支払いの取り消し）

弊社は、次の各項に該当する売上票については、加盟店に対する支払いを行わないものとする。なお、すでに支払済みのものについては、加盟店は弊社より請求があり次第直ちに当該金額を返戻するものとする。

- 加盟店が提出した売上票が不当なものである場合、売上票の記載内容が不実または不備である場合等、有効なカード利用についての売上票でない認められる場合。
- 信用販売を行った日から2ヶ月を超えて売上票が発送された場合。

第14条（手数料）

加盟店が弊社に支払う手数料は、毎集計期間の信用販売代金に対して弊社の定める料率を乗じた金額とする。

第15条（加盟店標識の呈示）

加盟店は、その店舗、施設内外の見易いところに弊社の定める加盟店標識を呈示するものとする。

第16条（契約期間）

- 本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、加盟店または弊社から相手方に対し、期間満了1ヶ月前までに書面をもって解約の申出がないときは、更に1年間自動的に更新し、以後も同様とします。
- 前項の定めにかかわらず、加盟店が1年間以上の期間にわたり、本契約に基づく信用販売を行っていない場合、または弊社から加盟店への連絡不能の状態が相当期間継続した場合、弊社は加盟店に対し書面による通知を行うことにより、本契約を直ちに解約することができるものとします。加盟店との連絡不能による場合は、第19条第2項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行なったものとみなします。

第17条（契約の解除）

加盟店、弊社が本契約に反した場合、また加盟店、弊社の信用状態に重大な変化が生じた場合、その他弊社が加盟店として不適当と認めた場合には、加盟店、弊社が協議して決定するものとし、加盟店、弊社はこれによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

第18条（反社会的勢力との取引拒絶）

- 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等が、次の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
  - 暴力団員（暴力団の構成員）
  - 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの）
  - 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協

かし若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）

- 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不正行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
- 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
- その他上記①～⑦に準ずるもの

- 加盟店は、加盟店が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、弊社は加盟店に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、弊社がその報告を求めた場合、加盟店は、弊社に対し、合理的な期間内に報告を提出しなければならぬものとします。
- 弊社は、加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、加盟店は、弊社が取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします。
- 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、又は本条第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、弊社とのクレジット取引を継続することが不適切である場合には、弊社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、弊社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとし、その場合弊社に生じた損害を加盟店が賠償するものとする。
- 前項の規定により本契約を解除した場合でも、弊社に対する未払債務があるときには、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとします。

第19条（届出事項の変更）

- 加盟店が、弊社に届出た商号、代表者、所在地、カード取扱店舗、連絡先、指定口座等に変更が生じた場合、加盟店は、直ちに弊社所定の手続きにより届出るものとする。
- 前項の届出がないため、弊社から通知送付書類もしくはその他のものが延着し、または到着しなかった場合には、加盟店は通常到着すべきときに到着したものとみなされても異議を申し立てないものとする。

第20条（商標等の取扱）

加盟店、弊社は本契約締結後、商標法上の商標のみならず自己を表示する為に使用している名称、デザイン、マーク等についても、お互いに承諾を得てから使用するものとする。

第21条（信用情報の利用ならびに登録）

- 加盟店または加盟店契約申込者は、加盟店およびその代表者等に関する信用情報、または加盟店申込みに係わる事実もしくは契約申込者およびその代表者等に関する信用情報を弊社が加盟する加盟店信用情報機関に、5年を超えない期間登録されることに同意します。
- 加盟店または加盟店契約申込者は、弊社が加盟申込時における審査、加盟後の適正についての再審査を行うに際して、弊社が加盟する加盟店信用情報機関および当該加盟店信用情報機関と提携する加盟店信用情報機関に、加盟店およびその代表者等に関する信用情報、または加盟店申込みに係わる事実もしくは契約申込者およびその代表者等に関する信用情報が登録されている場合には、弊社がこれを利用することに同意するものとします。
- 加盟店または加盟店契約申込者は、弊社が加盟する加盟店信用情報機関に登録した加盟店およびその代表者等に関する信用情報、または加盟店申込みに係わる事実もしくは契約申込者およびその代表者等に関する信用情報について、当該加盟店信用情報機関の加盟会員、当該加盟店信用情報機関と提携する加盟店信用情報機関の加盟会員が自己取引上の判断のために利用することについて同意するものとします。

第22条（合意管轄裁判所）

加盟店、弊社の間で訴訟の必要が生じた場合は、弊社の本社所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

第23条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び契約条項の内容に変更を加える場合は、加盟店、弊社協議のうえ、これを定めるものとする。

第24条（規約の改定ならびに承認）

本規約を改定した場合は、弊社は新規約を加盟店に通知または適宜の方法により公表します。加盟店がその通知を受けた後、または公表された後に会員に対し信用販売を行った場合には、新規約を承認したものとみなし、以後の取扱い等については新規約が適用されるものとします。